

第12回 校長会議あいさつ

R8.2.18 稲垣

立春を過ぎ、三寒四温が始まったようです。雪が舞ったかと思うと、土筆が顔を出しそうな日和で、先週末は、近所の海水浴場が日光浴で賑わっていました。学校では、いよいよ一年のまとめの時期です。学年が上がるのが、成長の節目となるようにご指導ください。

本日は、ヤングケアラーについてお話しします。ヤングケアラーについては、近年、子どもを取り巻く社会問題として取り上げられるようになりましたが、本来大人がすべきことを子どもが担う実態は、以前からしばしば見られました。どちらかと言えば、昔の方がハードだったように思います。私の子ども時代には、家計を助けるために、登校前に新聞配達をしていた級友や、毎朝父親と漁に出て、学校に遅れてくる友だち、夏休みに毎夜、メソを掬っていた中学生もいました。最近でも、寝たきりの祖父の世話を手伝っている子どもや、幼い弟や妹の食事の世話や土日のお守りをしている小学生のことを耳にしたこともあります。

虐待やネグレクトから生理の貧困、そしてヤングケアラーなど、社会の目が子どもに向けられ、家庭や家族関係の在り方に関心が向けられることは良いことだと思います。しかしながら、ヤングケアラーについては、少し首を傾げたくなる面があります。と言いますのは、問題は、子どもにとって、不適切な家庭環境をつくってしまっている保護者にあり、その大人たちをどう支援するか、あるいは指導するかにあるからです。すなわち、問題の本質を勘案せずに子どもに冠した「ヤングケアラー」という呼称が市民権を得たために、子どもたちにとっては辛い話題になってしまいました。正鵠を射るならば「ケアレスペアレント」とでも言うべきでしょうか。

ヤングケアラーは、社会問題としてネグレクトの延長線上に捉えられがちですが、安易に同じ扱いはできません。確かに、家庭が子どもの成育上、明らかに不適切な状況になっている場合は、改善しなくてはなりません。しかし、家庭の事情は様々で、家族全員で、心と力を合わせてやりくりしている家も少なくありません。多くの場合、ヤングケアラーに該当する子どもたちは、

本来、褒められるべき立派な子どもたちなのです。彼らは、一概に不幸とは限らないし、家族の一員として役割を担うことで、人並み以上に成長しているケースもしばしば見受けられます。そのような子どもたちに、不本意なネーミングによって引け目を感じさせることは、極めて非教育的です。昨年度、ヤングケアラーについての調査と子どもたちへの周知の指示が国からもたらされましたが、学校現場におけるその扱い方については、以上のような点も十分に斟酌しながら、慎重に指導していくように伝えたと思います。法整備の観点から言えば、虐待と異なり、学校はヤングケアラーの通報を義務付けられてはいません。また、学校には家庭を指導する権限もありません。保護者のプライバシーに関わることでもあるので、繊細な配慮が必要となるのは言うまでもなく、保護者との信頼関係を基に、子どもたちのために支援と助言をしていくことをお願いします。